

裁判長  
認印



調 書 (決定)

事件の表示	平成29年(ク)第368号, 第369号
決定日	平成29年6月7日
裁判所	最高裁判所第二小法廷
裁判長 裁判官 裁判官 裁判官	小 貫 芳 信 鬼 丸 か お る 山 本 庸 幸 菅 野 博 之
当事者等	抗 告 人 X 同 代 理 人 弁 護 士
原裁判の表示	第368号事件につき, 福岡高等裁判所平成28年(ム)第32号(平成29年1月26日決定)
	第369号事件につき, 福岡高等裁判所平成29年(ラ許)第11号(平成29年2月22日決定)

裁判官全員一致の意見で, 次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件各抗告を棄却する。
- 2 抗告費用は抗告人の負担とする。

第2 理由

本件各抗告の理由は, 違憲をいうが, その実質は単なる法令違反を主張するものであって, 特別抗告の事由に該当しない。

平成29年6月7日

最高裁判所第二小法廷

裁判所書記官



これは正本である。

同日同庁  
裁判所書記官

